

開催日時：平成30年8月28日（火）18：00～19：00

開催場所：道庁本庁舎11階 共用A会議室

1 開会

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ただいまから、平成30年度第2回北海道自立支援協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は、障がい者保健福祉課主幹の岩佐でございます。議事に入るまでの間、進行をつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

つきまして、本日のご欠席等ではありますが、小野委員、片山委員、小瀬委員、市川委員からは、事前に欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議題につきましては、北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正素案に係るパブリックコメントの実施報告についてと北海道障がい者条例地域づくりガイドライン（一部改正素案）についてと、そしてその他の3点について進行させていただきます。次に、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。まず資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2-1、2-2、2-3の3種類、全部で6種類の資料を配布させていただきますので、不足等ありましたら事務局の方にお知らせください。

それではここからの議事の進行は大久保会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 議事

【報告事項】

- (1) 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正（素案）に係るパブリックコメントの実施報告について

【協議事項】

- (1) 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正（案）について

(大久保会長)

それではよろしくお願いいたします。では協議事項は少ないですけれども、地域づくりガイドラインの事を始めます。

それでは早速ですけれども、報告事項と協議事項が関連するので、一緒に説明宜しいですか。それでは注意事項の1と協議事項1のガイドラインに関係するものについてお願いいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

私の方から、北海道障がい者条例地域づくりガイドラインの一部改正素案に係るパブリックコメントの実施について、ご報告させていただきます。まず、資料1-1をご覧ください。北海道障がい者条例地域づくりガイドラインの一部改正素案にかかるパブリックコメント等のまとめの結果の内容ということで、こちらに載せていますが、意見募集内容、件数についてですけれども、ホームページですとか、各振興局でガイドラインの一部改正素案等公表して、電子メール、FAX、及び手紙により、

意見募集を7月10日から8月9日まで1ヶ月間実施し、個人から11件、団体から5件、合計16件のご意見をいただいております。その他団体等からの意見聴取ということで、この協議会を進めましたガイドラインの検討に対して、ご意見いただいております。検討組織ですとか、障害環境団体に達しましても個別に意見を聴取しまして、こちらにつきましては11件ご意見をいただいております。意見に対する北海道の考え方の区分別件数ですけれども、区分のA意見を受け修正いたしました部分については11件、区分のBその後の意見、趣旨が同様と考えられるものが7件、区分のC素案を修正してないが今後のスタッフの進め方にサポートするものについては5件、区分のD素案取り入れなかったもの3件、素案の質問についてと区分のEということで1件、合計27件の意見をいただいております。下にございます、いただいたご意見の概要ですけれども、区分Aの意見を修正したものについては、後ほど次の資料の横表の1、2で説明します。そちらは省略させていただき、区分Bとして素案と意見の趣旨が同様と考えられるものについては、相談支援体制の確保について幅広い相談に対応できる様々な窓口が必要ですか、障害の軽い児童が本人の意思を優先し、できる限り普通学級に通学させるとの表現に変えるべき等のご意見をいただいております。裏のページに記載してございますけれども、区分Cの青の修正してないページも今後の進め方に参考にさせていただくものということで、障がい者の働きやすいワーク支援等の在宅義務、有償ボランティア制度の導入を地域において積極的に拡大すべき等の意見をいただいております。

次に資料の1-2の横表をご覧ください。資料1-2の横表の資料になりますけれども、これが区分Aの意見に基づき変更した内容が記載されております。1つ目としましては、パブリックコメントと自立支援協議会のご意見を踏まえて前書きを追加することとしております。案としましては、中央に記載しておりますけれども、①の中央の案という所ですけれども、地域づくりガイドラインとは、地域づくりガイドラインの目指すもの、地域づくりガイドラインの活用方法について前書きに盛り込む事としております。2つめとしましては今回の改正によって新たに追加した機能になる、意思決定支援の部分についてですけれども、パブリックコメントや自立支援協議会から、表現が難しいといったご意見をいただきましたので、意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益も検討しているという部分も意思及び選好の推定が本人にとって最善の利益となるように検討しているという表現に変更するという案として検討しております。3つ目の部分ですけれども、相談支援体制の確保の機能の中に元々ある部分で、個別支援会議という表現がございますが、現行、個別支援会議という文言が、サービス利用者を対象として使われるものが多いということで、こちらの機能についてはサービスのつながらない障害者、サービスに繋がる前の障がいのある方の相談支援体制の確保という部分もございますので、この個別支援会議の文言を個別の支援会議という風に修正することとしております。こちらにつきましては地域づくりコーディネーター部会においてご意見があったことによる修正という風になってございます。こちらの地域づくりコーディネーター部会においては、自立支援協議会からも大久保会長にオブザーバーとして、検討ですとか議論、ご参加をいただいております。

次に10ページの下④の部分ですけれども、4つ目として成年後見制度に関する記述として、左の欄に記載ございますが、素案では判断能力が十分ではない障がい者ということになっておりますが、中央に記載ございますように、障害により判断能力が十分ではない方という風に変更させていただきます。次のページをご覧ください。5つ目の変更点ということで②のネットワークの構築が今回改めて新たに盛り込む事といたしました。医療的ケア児者に関する機能の部分ですけれども、重症心身障がいや医療的ケアが必要な重度の障がい者という所について、中央の案の所に記載がございます

とおり、重症心身障がいや医療的ケアが必要な重度の障がい者にもという形に変更しております。6つ目の変更点としまして、④の地域コミュニティづくりの推進の項目に、今回の改正で新たに盛り込む事としました、差別解消法に関する機能について、パブリックコメントを踏まえまして、中央の案の部分に記載がありますとおり、共生社会の実現目指してという表現にするという案として検討しております。そして、7つ目の変更点としまして④の地域コミュニティづくりの推進項目に新たに今回盛り込む事としました、障がい児施策に関する部分ですけれども、こちらのパブリックコメントや団体の方々からのご意見を踏まえまして、分かりやすい表現ということでもちろん案にございますように、下の文が、障がい児の地域社会への参加やすべての人が社会の構成員として普通に支え合うインクルージョン（包容）を推進しているという表現に変更することとしております。8つ目の変更点としまして、地域コミュニティづくりの推進の項目に元々あった機能の中で、障がい者の地域での生活を見守り支援するという部分について、パブリックコメントを踏まえまして、検針ですとか、集金日の訪問等が可能である水道、ガス、電気などのライフラインに関する事業所についても、協力機関として加えることを検討しております。そして、パブリックコメントですとか、各団体からのご意見を踏まえて事務局で作成しました、ガイドラインの一部改正案については、参考資料の①のとおりとなっております。こちらについて変更点の概要とも踏まえながら、委員の皆様にご協議・ご意見いただきたいと思っております。ご助言等よろしくお願いたします。

(大久保会長)

はい、ありがとうございました。パブリックコメント及び団体からの意見や自立支援協議会からの意見を踏まえて見直した、ということでした。これについてご質問やご意見があればいただきたいと思っております。前書きは今回初めてでしたか？

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

そうですね。

(大久保会長)

前回、この中で意見が出て、作った方がいいんじゃないか、という事で御意見頂いて、新しく作ってくれたという事ですよ。今日は新しい資料をお読みいただいて、それからでも結構です。

(中田委員)

前書きの1番の所、下から3行目のルビの部分、あとは他にもちょっとルビの振り方が、結構、行が変わった所とかでずれてたりしているのがいっぱいあるので、このまま出して頂くのであれば直した方がいいと思っております。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ありがとうございます。

(中田委員)

それと中身ですけれども、まずこちらの資料1-2の②、そのパブコメで出た意見のところの中に、

「意思及び選好の推定が」っていう所が含まれる気がして、私ちょっと意味が分かりづらいなと思ったんですけど、分かりますかね？普通の方が読まれても。下の直しはいいと思うんですけど、言葉の使い方自体、分かりづらいな、という印象を受けました。

(大久保会長)

選好ですかね。そんなに使わない言葉かもしれませんね。

(中田委員)

選好の推定、これは何だろう。

(大久保会長)

意思決定支援、ガイドラインの方から言葉使ってるんですよ。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

補足なんですけど、このガイドラインの他にですね、解説編というのをこれからまた作っていく予定なんですけども、そういったのも改訂していく予定なんですけども、その中で引用した言葉の意味ですとか、もう少し肉厚で分かりやすくしていこうかと思ってます。

(大久保会長)

ガイドラインをさらに解説する？

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ガイドラインはあくまで、あまり細かく書きすぎると、物事が限定されないか、ということがありまして、逆にその固定概念に縛れないような形で記載されてる文章もあったりしてるんですよ。

(大久保会長)

選好、なんて一般的にどういう時に使うんでしょうね。好き嫌いを選ぶ？

どうしても書きにくければ、選好を取っても意味が通じますので、意思の推定に意思という中にはご本人の好きなものの部分の選択も含まれてるでしょうから、敢えて選好を取っても通じないってこと無いは思いますけど。より詳しくするという事であればそうなるかもしれませんが。これ言ってるのは、ご本人がちゃんと意思が言えてるんであるなら、その確認をしましょうよ。言えないとしても推定しましょうよ、最善のことをやりましょうよ、という事ですもんね。ご意見あれば。

(中田委員)

すみません、⑥と⑦でパブコメの意見を踏まえるという形で書いてるんですけども、そのパブコメの意見がこっちに載ってないんで。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

7 ページですね。

修正後は共生社会の実現を目指してという文言を追加したんですけど、元はそれが無くて、差別の暮らしづらさの解消を図る事で、ちょっと唐突に始まっていたので、それで共生社会の実現を目指してという部分を、元のいただいた意見もそこに入ってたんですけど、ちょっと長かったということで、一番皆さんに伝わりやすい共生社会の実現を目指してという言葉引用させて頂いた所です。

(大久保会長)

とりあえず説明ですけど、いかがですか。

(中田委員)

ありがとうございます、わかりました。それで⑦の、すみません、直した文言の読み上げなんですけども、「地域の保育・教育等支援を受け」と始まってんですけども、これ主語はなんですか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

これ障がい児ですね。

(中田委員)

これすべての児童ではなく、障がい児だということなんですね。何か障がい児だって言うことが主に出てこないの。障がい児の、というのは出てくるんですけども。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

後段で、障がい児の地域社会の参加という事で、障がい児という言葉が出てくるんで、そこに障がい児と出てくるとくどいので、ここはもう障がい児に関する支援の話なので、主語の部分はわかるかな、とそういう話を頂きまして、地域社会の参加の部分で、障がい児の、という事です。障がいの有無に関わらず、とということなんですよ。

(大久保会長)

いかがですか。

(中田委員)

ここでいう支援というのは、障がいのあるお子さんが受けた特別な支援と言うことですか？

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

普通学級におけるサポートですとか。

(中田委員)

イメージとして支援という言葉で、全てのお子さんが、障がいの有無に関わらず、地域の保育や教育を受けてともに成長する、みたいな事なのかな、と最初に思ったものですから。こうなると障がい

児全ての児童かな、と思ったもので。そういう意味では無いということですね。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

元々障がい児が、という事で始まっていたので。道の障がい福祉計画から引用してきているんです。

(永井委員)

4番の所で、判断能力が十分でない障がい者について、修正の結果、障がいを理由として判断能力が十分で無い方、としているのですが、さっきの表現で差別的と感じた方は、これも差別的と感じるようになるのでは無いかと思うんですけど。表現方法も含め、意思決定支援の障がい者が判断能力が十分でないという考え方を含むと思うのですが。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

これは成年後見制度の考え方から持ってきているんですけども、大本にある考え方は、障がいのある方のうち、判断能力が十分で無い方について、社会的に経済的に不利益が被ることの無いように、成年後見制度とかの制度を使ってきましょう、という事なんですけれども、元々はそういった意味で記載させてもらったんですけども、この文書ですと、障がい者全体が判断能力が十分で無い、という風に読み取れるかな、という風に思いました、そこでですね、障がいを理由として、判断能力が十分で無い方と言うことで、あくまで全員じゃなくて、障がいのある方のうち、判断能力が十分で無い方と言うことで、修正させてもらったんですね。で、この言い方なんですけれども、国の色んな通知ですとか、計画の中で、直した方の言い方で表現されることが多くて、実は元々の文書の方が、あまり使われていない表現だったと言うことで、修正させていただいた、と言うのがあります。

(永井委員)

意見を出した方が例文として挙げてるのは、判断に支援を必要とする障がい者となっているので、やっぱり支援が無い方も判断能力が十分でないと言うことを含んでいたのかな、と思っていました。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

このガイドラインを作ったのがですね、市町村に対してのガイドラインと言うことで、成年後見制度の利用促進法ができて、促進法の中では、市町村に地域で成年後見制度を必要とされている方をサポートするような、ネットワークですとか仕組みを作りなさい、と言うことが言われていたので、成年後見制度の方から文言を引っ張って来た方が理解を得やすいのかな、と言うことであえて使わせてもらった所です。

(永井委員)

わかりました。成年後見制度の方で判断能力が十分でないと言うことがありますので、わかりました。あと、もう1個なんですけれども、前書きに含まれてるんですが、1番の地域づくりガイドラインとは、の所で、上から3行目に、例え障がいがあっても住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いでありって書いていて、地域生活の促進という意味で言えばその通りなんだろうと思うんですけど、住み慣れた地域で暮らし続けたい、というのが誰もの願いなのか、というか、新しい土

地で暮らしてもいい訳ですよ。なので、住み慣れた地域という表現が必要なのか、ちょっと疑問を感じています。

(大久保会長)

住み慣れた、がいるかどうか。

(永井委員)

新しい地域を居住の場として暮らしてもいいのでは、と。思。つ。て。

(大久保会長)

趣旨は同じだと思うんですけど、表現の仕方が。何か意見ありますか。もっとこういう風に言い換えてもいいんじゃないか。

(石山委員)

地域で暮らし続けたい、の表現で良いのではないのでしょうか。また新しい土地だろうが、今の住んでいる所だろうが、地域は地域なので。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

このガイドラインができた時は、各市町村で障がいのある方の困り事を受け止められるような相談支援体制を整備しましょう、と。言。う。こ。と。に。一。番。重。き。を。置。い。て。い。た。ん。で。す。が、そう。い。っ。た。中。で、例。え。ば。社。会。資。源。が。偏。在。し。て。い。て、我。が。町。に。そ。う。い。っ。た。も。の。が。無。い、と。い。っ。た。時。に。も、各。町。が。関。係。者。集。ま。つ。て、話。し。合。つ。て、何。が。不。足。し。て。い。て、ど。う。や。つ。た。ら。そ。う。い。っ。た。方。達。を。支。え。て。い。け。る。の。か、見。直。し。を。し。ま。し。よ。う。と。言。う。こ。と。で、そ。の。材。料。と。し。て。ガ。イ。ド。ラ。イ。ン。が。あ。る。と。い。う。風。に。位。置。づ。け。ら。れ。て。お。り。ま。す。あ。え。て。こ。の。住。み。慣。れ。た、と。書。い。て。あ。る。の。は、仮。に。そ。こ。に。サ。ー。ビ。ス。が。無。く。て、違。う。地。域。に。行。か。ざ。る。を。得。な。い。方。が。い。る。と。し。た。ら、そ。れ。は。地。域。で。結。局。住。ん。で。い。て。も、実。は。選。択。が。無。く。て、結。局。違。う。地。域。で。生。活。せ。ざ。る。を。得。な。い、と。い。う。よ。う。な。事。が。あ。ろ。う。か。と。思。う。ん。で。す。よ。ね。そ。こ。で。住。み。慣。れ。た、と。い。う。言。葉。を。当。時。か。ら。使。っ。て。い。る。の。か。な、と。考。え。て。い。ま。す。け。れ。ど。も。

(我妻委員)

私もあえて表現はこのままで良いと思うんですよ。裏を返すと、じゃあ、住み慣れた地域で暮らすことができないのか、という事も含んでいる訳ですから、それは差別や偏見だったり、サービスの部分が足りなかったりだとか、住み慣れた地域じゃなくて、もうちょっと大きくてサービスの充実しているような所に引っ越しだとか、人口が多くて逆に言うと、差別や偏見がちょっと薄まるような所に移らざるを得ない、という状況がまだまだありますので、ここはあえてこれをこのままでいいんじゃないかと思うんですよ。もちろん永井委員がおっしゃるように選択できるというのはもちろん大前提であると思いますね。その前に改めてまた私たちの町の中に改めてどうなんだろう、という所では、これは書いておいてもいいんじゃないかなと思います。

(高谷委員)

私も毎月、地域から何百人と人口減少になっている地域に住んでいるので、この住み慣れた地域で、という言葉は入れておいて頂きたいな、と思ってるんですね。この言葉があったから、相談支援体制も地域の中で進んできた、と思っていますので、地域づくりコーディネーターを初めとして、資源が無いけど地域の中で、みんなで何とかして支えよう、というのがこの言葉に含まれているのでは無いか、と思います。これは私もあえて残して頂きたいと思います。

(大久保会長)

奥村委員とかどうですか？

(奥村委員)

前書きの部分なんですけど、～のいわばめざす究極の目標は、という所なんですけど、究極って意味がちょっとわかんないんですね。あと、資料1-2の⑦の障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の構成員として、の所で、社会の一員としてと直して欲しいんですけど。

(大久保会長)

わかりました。住み慣れた地域で暮らす、の所では何かありますか。

(奥村委員)

このままで良いと思います。

(永井委員)

そういう思いがあるという事がわかりましたので、このままで良いと思います。

(山崎委員)

住み慣れた町で暮らす、というのはうちのキャッチフレーズで、20年前に始めた言葉で、広まったんですよ。この住み慣れた、という所は、実は住み慣れない所に行かざるを得ない方々の事を考えて言った言葉、という事と、今の日本の障がいのある人も貧困の人も、その方達の課題が、他人事では無い、って事の表現になるかもしれないな、と思って、裏があるというか。でもっと言えば、前書きがもっと読みやすい方がいい。これお年寄り読めないです。もっとわかりやすく、端的に書いて頂いたら嬉しいな、っていう感じが。奥村さんもおっしゃったけど、読むの大変だったでしょ？

(奥村委員)

ちょっとハテナの所が...難しいです。

(山崎委員)

前書きってこういうものでしょうか？

(大久保会長)

住み慣れた地域での所で残してもいいのでは、と意見があって、趣旨としては選ぶのはもちろんで

すけど、って事ですよ。あと前提としてももう少し鋭意なわかりやすい言葉に入れ替えた方がもっといいかな、っていう形ですね。一つは、これ読む方が想定として市町村ですか？市町村職員であればどうですか。

(山崎委員)

じゃあ、いいかなと思います。

(障がい者保健福祉課 東課長)

市町村職員に読んでもらうって事で今回前書きの方作ったんですよ、項目だけ羅列したもの見てもどうなのか。

(大久保会長)

市町村職員がこれを見ても、地元の障がいを持ってる方に説明しなきゃいけないことも出てくるから、やっぱりそれを想定すると、ある程度わかりやすい、っていうのは大事かもしれないですよ。

(障がい者保健福祉課 東課長)

このガイドライン自体は、市町村にお配りしようと思っているので、これをベースにしたいと思ってるんですけども、どちらにしろ、これをHPでも公表しようと思っていますので、その際には一般の方にも見て頂く事になるので、ガイドラインとは、みたいな所はHP上で今のお話のように、簡易な、語句を減らして説明するような事で載せたいと思います。

(大久保会長)

これは道の方から市町村に対して、「頑張るべ」というような事で、結構言葉を強めに言うとか、はっきり言うみたいなのもあるんで、「究極の」とかいうのも、おっしゃるとおり、あまり使わないけれども、しかし、自分の町で頑張れよ、みたいな事があるのかもしれないですね。これは市町村向け、という所と、さらに解説書もついてる、という事で。それにしてもわかりやすい言葉の方がいいということですよ。

その他、御意見あれば、もうこれで最後ですよ？ガイドラインについて

(障がい者保健福祉課 事務局)

はい。

(大久保会長)

協議会としては最後という事で。何か意見あればぜひ。

(永井委員)

参考資料1の4ページです。⑤の地域の保育・教育等の支援を受け、の次に障がいの有無にかかわらず、～と、一番下段の3の③のところには、障がいの有無にかかわらず～と書いてあるんです。文字構造を主体にするのであれば、1の⑤が、障がいの有無にかかわらず、地域の保育教育等の支援を

受け、全ての児童がともに成長できるよう、障がい児の地域の、と言う風になるのか、標記が同じ文言が、障がいの有無にかかわらずと使っているので、文頭に来ている所と、文中に来ている所があって、どちらかに統一した方が良いのでは無いかと思いました。

(大久保会長)

障がいの有無にかかわらず、文中の所在をそろえた方が良いのではないかと、言うことですね。事務局何かありますか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

先ほど中田委員から、⑤について御意見頂いた時に、この主語は何だってなった時に、障がい児ですとなったので、障がいの有無にかかわらずを持ってきちゃうと、障がい児で無い子に対する教育等の支援も入ってきちゃうので、そうなるともた趣旨が変わってきちゃうので、あくまで主語が、障がい児が教育等の支援を受け、という事があるとすれば、その後続くのは、障がいの有無にかかわらずと繋がるので、この場所でいかせて頂きたいな、と思います。

(大久保会長)

⑤の所、頭に障がい児が、と入れちゃって、文中の障がい児取っちゃっても意味通じないですかね。障がい児が、から書き始めて。意見ですけど。いずれにしても1の⑤は意見が出てますので、工夫が必要かもしれないですね。趣旨は皆さんに伝わってると思うんですけど。

(山崎委員)

これ、大きな目指す姿のところで、障がい、障がい者に対するとある訳だから、何について障がい児に決まってるんじゃないですかね。要するに大項目があって、小項目になってく訳だから、何について書いてるのかって明らかじゃないですか？だからあえて障がい児のって入れなくても、障がいあるお子さんの事言ってるんだな、って文脈として通るんじゃないかな、って思うんですけど。もしかすると障がいの有無にかかわらずっていうのがくどいのかもしれない。

(大久保会長)

関連するところでもそれ以外でも何か御意見あれば

(中田委員)

伝えたい言葉としては、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう障がい児はこういう教育を受け、地域に参加することだよ、という事に繋がれば全然ストンと落ちるかな、と言う風に、ちょっと長くなってしまいうんですけども。要するに「有無にかかわらず」は「全ての」にかかると思うんで、そこは切らなくて良いと思うんですけど、一番最初に来てる言葉はすごく唐突かな。文書のバランスが悪くなる印象がありました。

(大久保会長)

何か意見あれば。細かい文言は事務局の方に整理して頂いて。ちょっと読みづらい、伝わりづらい

みたいなので、少し整理して頂いて。お願いします。

(障がい者保健福祉課 東課長)

ここは当初は、障がい児が地域の保育教育等と始まっている文書だったので、ちょっと元の所に戻して、あとインクルージョンの所の言葉の意味みたいのは加えて、という意見を頂いてますので、現行どおり全ての人が社会の構成員、という事で、さっきは一員という意見もあったんですけど。

(委員または事務局)

その構成員と一員の違いを奥村さんに説明して頂いて。

(奥村委員)

構成員という文言が、ちょっと柔らかくした方がいいと思って、一員という風にして欲しいと思ったんですけど。

(大久保会長)

構成員は硬い感じがすると。

(障がい者保健福祉課 東課長)

全ての人が、という事で言ってるので、意味としては一員でという事なんですけど、皆さんが、と
言うことで構成員という言葉を使ってる部分もあります。

(大久保会長)

そこは御意見頂いて、検討頂ければと思います。

(障がい者保健福祉課 東課長)

今御意見頂いて最終的な所は事務局で整理させていただければと思います。

(大久保会長)

その他ありますか。

(山下委員)

今の所、主語違いますよね？市町村は、ですよ？全ての市町村は、推進してるんですよ？これ全部市町村は、こうします、これはこういう風に作ります、という事ですよ？なので主語は障がい児が、ではなくてって事だと思んですけど。だから伝わらないのかな？って聞いてたんですよ。他の所は割とすっきりしてるのでわかりやすいんですけど、ここだけがちょっとわかりづらいのかなって見えるのかなって思いました。そこ整理する必要があるかなと思います。

(永井委員)

おっしゃるとおりで、最初は支援を受け、が来ちゃうので、支援の体制を整えるとかだと、どうな

んでしょうか。

(山下委員)

だったらまだわかると思います。

(大久保会長)

一つの文に2回主語が出てきてしまう。

(障がい者保健福祉課 東課長)

今の体制を整えるとか表現を考えていきたいと思います。

(大久保会長)

よろしいですか。それでは議題については終わりにしたいと思います。その他とありますけれども、委員の皆様から何かありますか。ご意見ご質問などありましたら。事務局の方から何かありますか？

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

今後の地域づくりガイドラインのスケジュールについて、簡単にご報告させて頂きたいと思います。

資料の1番最後に、当日配布としておかせて頂いてますけれども、今後のガイドラインの改訂のスケジュールについて、来月の議会の方に一部改正案を報告しまして、10月には正案と言うことで考えております。今後この新しいガイドラインの周知をしていかないといけない部分については、振興局に障がい福祉圏域毎に設置されております障がい福祉計画等圏域連絡協議会というものがございまして、管内の市町村で構成されているものになりますが、こちらの方で振興局の方から市町村に説明して頂く事を考えております。市町村への支援を行っております、地域づくりコーディネーターさんにも関わっていただきながら、設置をしていきたいと考えております。先ほどの議論にもありましたが、ガイドラインの解説についても、解説編と道内市町村の各機能の推進事例で構成されているもので、今後のガイドラインの新しい見直しに伴って、事例の見直しも行っていく予定です。解説編のスケジュールにつきましても、10月のガイドライン本体と併せまして、解説編の周知をしていきまして、事例については今年度いっぱいの期間で各市町村から事例の方を、時間をかけて集めていきたいと思っております。今年度3月末の解説の正案を目標に事例の収集等進めていきたいと思っております。周知方法についても、ガイドラインの周知と同様に、振興局の方から各市町村に説明をして頂くと言うことで、考えております。以上、事務局から今後のスケジュールを説明させて頂きました。

(大久保会長)

ガイドラインを議会にかけるんですね。

(障がい者保健福祉課 東課長)

条例で作ることになっている指針なので、かけています。

(大久保会長)

10月くらいから周知されていくんですね。これについてご質問とか。無ければこれで終わりたいと思います。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

大久保会長ありがとうございました。以上をもちまして第2回自立支援協議会を修了したいと思います。次回は2月頃を予定しております。本日はどうもありがとうございました。